

総務課・循環型社会推進室

1. 環境再生・資源循環局の組織、予算

環境再生・資源循環局の組織

(平成30年6月25日現在)

環境再生・資源循環局(168) 局長: 縄田

次長: 山本

審議官: 近藤、和田

総務課 課長: 土居

- 環境再生・資源循環局の所掌事務に関する総合調整
- 環境の保全に関する基本的な政策の企画立案・推進(廃棄物の排出抑制・適正処理、清掃、資源再利用促進に係るものに限る。)
- 広域臨海環境整備センターの行う業務に関すること 他

循環型社会推進室 室長: 小笠原

- 循環型社会形成推進基本計画に関すること
- 循環型社会白書の作成に関すること
- 循環産業の国際展開に関すること

リサイクル推進室 室長: 小笠原

- 廃棄物の排出の抑制及び適正な処理に関する事務のうち、廃棄物の再生に関すること
- 環境の保全の観点からの資源の再利用の促進に関する基準、指針、方針、計画の策定等に関すること

廃棄物適正処理推進課 課長: 瀬川

- 一般廃棄物の排出の抑制及び適正な処理に関すること(災害廃棄物の適正処理及び処理基準を除く)
- 環境の保全の観点からの下水道の終末処理場の維持及び管理に関する基準及び規制等
- 環境再生・資源循環局の所掌事務に関する技術の開発及び普及に関する事務の総括 他

浄化槽推進室 室長: 松田

- 浄化槽によるし尿及び雑排水の処理に関すること

放射性物質汚染廃棄物対策室 室長: 黒川

- 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の適正処理に関すること (処理施設の整備及び管理を除く)

廃棄物規制課 課長: 成田

- 特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分に関する規制に関すること
- 産業廃棄物の排出の抑制及び適正な処理に関すること(PCB、支障の除去を除く)
- 廃棄物の処理に関する基準に関すること 他

環境再生事業担当参事官室 参事官: 神谷

- 環境の保全に関する基本的な政策の企画・立案、推進(事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関することに限る。)
- 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整(事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関することに限る。) 他

除染業務室 室長: 奥山

- 除染に係る国際協力・広報、除去土壌の処分基準の策定、森林除染等に関すること

災害廃棄物対策室 室長: 瀬川

- 災害廃棄物の適正処理に関すること

不法投棄原状回復事業室 室長: 成田

- 不法投棄の原状回復

特定廃棄物担当参事官室 参事官: 植田、企画官: 塚田

- 特定廃棄物(放射性物質汚染対処特措法の第20条に規定する特定廃棄物をいう。)の適正な処理に関すること(環境再生施設整備担当参事官の所掌に属するものを除く。)

環境再生施設整備担当参事官室 参事官: 西村

- 中間貯蔵施設の整備及び運営、保全その他の管理に関すること 他

PCB適正処理室 室長: 成田

- PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関すること

放射性物質汚染対処技術参事官室 参事官: 藤井

- 事故由来放射性物質による環境の汚染の対処に係る技術に関する事務の総括に関すること

平成30年度 環境省 予算の概要

(単位: 億円)

	平成29年度 当初予算額	平成29年度 補正予算額	平成30年度	
			当初予算額	対前年比
【一般会計】				
一般政策経費等	1,484	624	1,491 →うち当局分485(省予算の33%)	100%
【エネルギー対策特別会計】				
エネルギー対策 特別会計	1,540	10	1,575 →うち当局分330(省予算の21%)	102%
【小計】				
一般会計+エネ特	3,024	634	3,065	101%
【東日本大震災復興特別会計】				
(復興庁一括計上)	7,167	0	6,526 →うち当局分6,439(省予算の99%)	91%
【合計】				
合計	10,191	7634	9,591 →うち当局分7,254(省予算の76%)	94%

2. 循環型社会形成の推進について

(1) 循環型社会形成推進基本計画の策定について

循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会形成推進基本法第15条の規定に基づき、政府は循環型社会形成推進基本計画（以下「循環基本計画」という。）を策定している。循環基本計画はおおむね5年ごとに見直すこととされており、平成25年5月の第三次循環基本計画閣議決定から5年近くが経過したため、平成30年6月19日に第四次循環型社会形成推進基本計画を閣議決定した。構成としては、

1. 持続可能な社会づくりとの統合的取組
（環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上）
 2. 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化
 3. ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
 4. 適正処理の更なる推進と環境再生
 5. 万全な災害廃棄物処理体制の構築
 6. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進
 7. 循環分野における技術開発、人材育成、情報発信等
- の7項目に基づき、新たな循環基本計画を策定した

<参考資料>「第四次循環型社会形成推進基本計画の閣議決定及び意見募集（パブリックコメントの結果について）」

<http://www.env.go.jp/press/105619.html>（6月19日 HP 更新）

第四次循環基本計画について、地方公共団体におかれても、同計画を踏まえた施策展開をお願いしたい。

(2) 「地域循環圏」の形成推進について

平成 28 年度から、エネルギー対策特別会計を活用し、地域の資源循環の高度化及び低炭素化に資する取組の実現可能性調査を支援しており、平成 30 年度は、対象を地方公共団体のみに変更して実施している。採択された取組を参考としていただくとともに、来年度の本支援事業についても積極的な御活用を検討いただきたい。

<参考資料>

平成 30 年度環境省重点施策集：地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業（国土交通省連携事業）【エネ特】

(<http://www.env.go.jp/guide/budget/h30/h30juten2-sesakushu/010.pdf>)

(3) 積極的な情報発信等による行動喚起の促進

循環型社会の構築には、企業活動や国民のライフスタイルにおいて 3 R の取組が浸透し、恒常的な活動や行動として定着していく必要がある。

そのため、国や地方公共団体、民間企業等が密接に連携し、社会や国民に向けて 3 R の意識醸成、行動喚起を促す継続的な情報発信等の活動が不可欠。

本年 6 月に公表した「環境・循環型社会・生物多様性白書」では、循環型社会の基本的な考え方を振り返り、循環型社会の実現に向けた課題を整理するとともに、最終処分量の削減など、これまで進展した廃棄物の量に着目した施策に加え、循環産業の質にも着目し、①地域循環共生圏の形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生等を記述した。白書は、環境省ホームページにも掲載しているため、廃棄物・リサイクル関係法の施行状況や各種データとともに学校やコミュニティなどでの循環型社会形成に向けた地域学習・普及啓発のために御活用願いたい。(<http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/>)

国民に向けた直接的なアプローチとしては、「限りある資源を未来につなぐ。今、僕らにできること。」をキーメッセージとした Web サイト「Re-Style」(<http://www.re-style.env.go.jp>) を年間を通じて運用している。

同サイトでは、循環型社会のライフスタイルを「Re-Style」として提唱し、コアターゲットである若年層を中心に、資源の重要性や 3 R の取組を多くの方々に知ってもらい、行動へ結びつけるため、環境の面だけではない、歌やダンス、アニメや動画などのサブカルチャーなどと連携した新たなコンテンツを発信している。

また、同サイトと連動して、3Rの認知向上・行動喚起を促進するイベント「Re-Style FES!」を今年も全国7カ所で開催する予定のほか、昨年より「3R推進月間（毎年10月）を中心に、多数の企業等と連携した3Rの認知向上・行動喚起を促進する消費者キャンペーン「選ぼう！3Rキャンペーン」を、今年度は規模を拡大して全国的に実施する予定。

このほか、企業との新しい連携体制として、同サイトを通じて、相互に連携しながら恒常的に3R等の情報発信・行動喚起を促進する「Re-Style パートナー企業」を構築している。

上記事業へのご参加や同イベントタイトルの活用、同キャンペーンの地方公共団体での実施等、御協力願いたい。

さらに、今年度も10月の3R推進月間に合わせて、3R推進全国大会を10月12日に富山県にて開催する予定。

今後とも3Rに関する情報発信や態度変容に向けた行動喚起について地方公共団体の御協力をお願いしたい。

※ 3R活動推進フォーラム

我が国でごみゼロ社会作りに取り組んできた「ごみゼロパートナーシップ会議」が、その機能を拡充・発展し、平成18年1月、新たに「3R活動推進フォーラム」として発足した。

同フォーラムは、会員による3Rの取組をさらに進めるほか、会員相互の連携した活動の展開など、幅広い関係者のパートナーシップの下で、国内での3Rと循環型社会づくりの具体的活動を進めるとともに、我が国での経験と成果を世界に向けて発信していくこととしている。上記全国大会のほか、セミナー、3R推進ポスターコンクール、関係団体との各種連携事業、環境大臣表彰の推薦などを実施している。

すでに全都道府県を含め、60以上の地方自治体に同フォーラムに参加いただいているが、自治体会員については、会費を免除しており、これを機に同フォーラムへの積極的な参画・協力をお願いしたい。

(<http://3r-forum.jp/>)

3. 3Rイニシアティブ推進と循環産業の国際展開支援

(1) 3Rイニシアティブの国際的な展開－1

グローバルな経済成長と人口増加に伴い、廃棄物の発生量が急増している。また、リサイクルなどを目的にした循環資源の国際移動に伴う環境汚染などが懸念されている。新興国では、リサイクル制度の整備が不十分であったり、運用面で課題があったりする例も存在する。こうした状況において、我が国は、国内における廃棄物・リサイクル対策の実績を基に、国際的な循環型社会の構築に向けて積極的に貢献していく必要がある。

こうした中、平成16年のG8シーアイランドサミット（米国）において、我が国の提案を受け、3Rを国際的に推進する「3Rイニシアティブ」の開始が合意された。その後も、平成20年のG8神戸環境大臣会合における「神戸3R行動計画」の合意、それに基づく平成23年の「G8及びOECD諸国における資源生産性」の報告書発表、同年の国連持続可能な開発委員会の会期間会合（CSD19）で設立が指示された「地方自治体の廃棄物管理サービスを拡大するための国際パートナーシップ」の発足等、国際的な3Rの取組が進んできた。

平成27年の国連サミットにおいては、地球サミット（平成4年）で採択されたアジェンダ21及びリオ+20（平成24年）での決定事項や、ミレニアム開発目標（MDGs）の評価を踏まえ、2030アジェンダが採択された。アジェンダで掲げられた持続可能な開発目標（SDGs）では17のGoalを設定しており、そのうちGoal12（持続可能な消費と生産）では、その細目として「12.2 天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する」、「12.3 小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる」、「12.5 廃棄物の発生防止、削減、再生利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」が掲げられている。我が国としても、循環型社会を形成することで、2030年までにこれらの目標を達成していく必要がある。

(2) 3Rイニシアティブの国際的な展開－2

平成27年のG7エルマウサミット（ドイツ）では、首脳宣言の中で資源効率性が取り上げられ、産業界、公的部門、研究機関、消費者等のステークホルダーがベストプラクティスを共有するフォーラムとして、「資源効率性

のためのG7アライアンス」が設立された。同アライアンスは、議長国が主導してワークショップを開催することとしており、設立以降毎年ワークショップが開催されている（日本がG7議長国を務めた平成28年には、2月に横浜にて国際協力をテーマに、3月には米国のホストのもとワシントンにて自動車サプライチェーンをテーマにしたワークショップを開催した）。

平成28年に開催されたG7富山環境大臣会合においては、国連環境計画（UNEP）国際資源パネル（IRP）による統合報告書と、それを補完するOECDによる政策ガイダンスが発表された。UNEP-IRPの統合報告書には、資源効率性の向上は、パリ協定や持続可能な2030アジェンダの実現にとって不可欠であるとともに、経済成長や雇用の創出にも寄与するといった内容が盛り込まれている。

なお、UNEP-IRPは天然資源の利用による環境への影響の科学的評価等を行うパネルとして平成19年に創設され、金属のリサイクル率、天然資源の利用やその環境に対する影響と経済成長との間のデカップリングなど、世界の資源管理に関する科学的報告を発出している。環境省においても、平成20年度より同パネルに資金拠出を行っているほか、和訳、セミナー開催等により報告書の国内における普及を図っている。

さらに、G7富山環境大臣会合においては、コミュニケ附属書として「富山物質循環フレームワーク」が採択された。同フレームワークでは、G7として「共通のビジョン」を掲げ、協力して具体的な「野心的な行動」に取り組むこととしている。SDGs及びパリ協定の実施に向けて国際的に協調して資源効率性や3Rに取り組むという強い意志を示した、世界の先進事例ともいべき国際的枠組となっている。

翌年の平成29年6月には、G7ボローニャ環境大臣会合のコミュニケ附属書として「ボローニャ・5ヶ年ロードマップ」が採択された。同ロードマップは、富山物質循環フレームワークを踏まえ、G7各国が率先して実行すべき具体的な行動が示された。

平成30年6月にカナダ・ケベック州にて開催されたG7シャルルボワ・サミットにおいて発出されたコミュニケにおいては、「健全な海洋及び強靱な沿岸部コミュニティのためのシャルルボワ・ブループリント」を承認し、海洋の知識を向上し、持続可能な海洋と漁業を促進し、強靱な沿岸及び沿岸コミュニティを支援し、海洋のプラスチック廃棄物や海洋ごみに対処するとされた。

G7のみならずG20の枠組みでも、具体的な3Rの取組が始まりつつある。平成29年7月のG20ハンブルクサミット（ドイツ）の首脳宣言では、

「G20 資源効率性対話」の設立が合意された。本対話では、ライフサイクル全体にわたる天然資源利用の効率性、持続可能性の向上や持続可能な消費生産形態の促進に向け、グッド・プラクティスや各国の経験を共有することとしており、同年 11 月にベルリンで設立総会が開催された。

今後、富山物質循環フレームワークやボローニャ・5ヶ年ロードマップ、G20 における対話等の国際的な議論を踏まえ、我が国の循環型社会政策を進めていく必要がある。

また、平成 29 年にはヘルシンキ（フィンランド）で開催された世界循環経済フォーラムが、本年 10 月 22 日～23 日に、日本国環境省及びフィンランド政府イノベーション基金（SITRA）の主催の下、「世界循環経済フォーラム 2018 (WCEF2018)」として横浜で開催される予定である。世界各国から民間企業、政府関係者その他の循環経済に関わる様々なステークホルダー 1,000 名程度が参加し、循環経済に関する知見やベストプラクティス等について国際的な議論が行われる予定である。

（３） アジア太平洋地域における 3 R イニシアティブ

アジア太平洋地域における国際的な取組も進んでいる。

平成 21 年に、アジアの途上国における廃棄物の適正処理や 3 R の推進による循環型社会構築に向けて、各国政府、国際機関、援助機関といった多様な関係者が協調して取り組む基盤となる「アジア 3 R 推進フォーラム」が、我が国の提唱により設立された。同フォーラムの下で、政府間会合の定期的開催によるハイレベルによる政策対話の実施、各国の 3 R プロジェクト実施への国際機関の支援推進などが進められている。

第 2 回会合（平成 22 年、マレーシア）、第 3 回会合（平成 23 年、シンガポール）を経て、平成 25 年 3 月にベトナム・ハノイで開催された第 4 回会合では、2013 年から 2023 年におけるアジアの持続可能な 3 R 目標を明記した「ハノイ 3 R 宣言」を採択した。第 5 回会合（平成 26 年、インドネシア）からは、「アジア太平洋 3 R 推進フォーラム」に名称を改め、第 6 回会合（平成 27 年、モルディブ）、第 7 回会合（平成 28 年、オーストラリア）と開催を継続してきた。第 8 回会合は、「3 R と資源効率性を通じたきれいな水、土地、大気の実現—アジア太平洋地域の 21 世紀ビジョン」を全体テーマに、平成 30 年 4 月にインドで開催され、40 カ国以上から、大臣・副大臣級をはじめ、国際機関及び援助機関、民間企業、NGO などから 700 名超が参加した。第 8 回会合

では、議論の成果をまとめた議長サマリーが採択されたほか、アジア・太平洋地域の3Rに関する情報を取りまとめた「アジア・太平洋3R白書」の発表や、地方自治体の首長らによる「インドール3R宣言」が採択された。

このようにアジア太平洋3R推進フォーラムは、アジア・太平洋各国における3R推進による循環型社会の構築に向け、幅広い関係者の協力の基盤となっている。

また、平成29年11月にマニラで開催されたASEAN首脳会議においては、安倍晋三首相より「日ASEAN環境協力イニシアティブ」が提唱され、ASEAN諸国から幅広い支持を得た。このイニシアティブは、ASEAN地域でのSDGs達成に向け、これまでの協力を抜本的に強化推進し、質の高い環境インフラの普及と様々な分野での環境協力プロジェクトを包括的かつ重層的に促進することとしており、その優先分野の一つとして、廃棄物・リサイクル分野が挙げられている。今後、本イニシアティブの下、ASEAN諸国との協力を進めるとともに、東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）への資金拠出を通じ、ASEAN各国の廃棄物管理に関する意思決定の支援を行う予定である。

（４） アフリカにおける3Rイニシアティブ

アフリカについては、平成29年4月に我が国の他アフリカ24カ国や国際機関から150名以上がマプト（モザンビーク）に集まり、「アフリカのきれいな街プラットフォーム」を設立した。本プラットフォームは、アフリカ開発会議（TICAD）VIにおける廃棄物セミナー（平成28年）での議論を踏まえて、環境省、国際協力機構（JICA）、国連環境計画（UNEP）、国際連合人間居住計画（UN-HABITAT）及び横浜市のイニシアティブにより設立されたものである。都市の廃棄物に関する知見・経験の共有や、アフリカやその他の地域における中央政府、地方自治体、研究機関、民間部門などのネットワーキングの促進を行い、廃棄物管理への投資を促し、アフリカ各国における廃棄物管理の政策優先順位を上げることで、SDGsの目標年である2030年に「きれいな街と健康な暮らし」がアフリカで実現することを目指している。

平成30年6月26日～28日には、ラバト（モロッコ）で第1回年次会合を開催する。今後、同プラットフォームを通じ、アフリカ諸国への支援を進めていく予定である。

(5) 廃棄物・リサイクル分野のインフラ輸出戦略

途上国においては、経済成長によりもたらされる廃棄物問題や公害問題の影響を回避するために、先進国の教訓を活かし、すぐれたインフラを早期に導入・普及することにより公害被害や対策のコストを減らし、トータルの環境対策のコストを最小化する「一足飛び型」の発展を目指す必要がある。

内閣官房長官を議長とした経協インフラ戦略会議で決定された「インフラシステム輸出戦略」（平成 29 年度改訂版）において、従来からの気候変動の緩和分野に加え、廃棄物分野が位置づけられたのを踏まえ、平成 29 年 7 月、環境省において、インフラシステム輸出戦略の環境関連部分を具体的かつ総合的に進めるために「環境インフラ海外展開基本戦略」を策定した。

環境インフラ海外展開基本戦略の主要な取り組みは、以下のとおりである。

1. 二国間政策対話、地域内フォーラム等を活用したトップセールスの実施
2. 制度から技術、ファイナンスまでのパッケージ支援とその経済的社会的効果の発信
3. 民間企業、自治体、関係省庁や国内外の援助機関等と連携した実施体制の強化

この他、廃棄物・リサイクル分野を含む 6 つの具体的分野と地域別の実施方針を盛り込んでいる。

この戦略において、廃棄物・リサイクル分野における分野別アクションとしては、日本事業者による実現可能性調査（Feasibility Study ; FS）支援及びモデル事業、二国間合同委員会を通じた、質の高い技術の導入の環境整備やファイナンスモデルの開発・適用、住民理解形成や廃棄物処理・リサイクル施設の計画・入札・設計・運営に至るまでの研修、多国間での協力基盤の場の設定、活用、高度な技術の導入による長期的な環境負荷低減・経済効果分析及び地域の循環産業基礎データの整備・発信を進めることとしている。

さらに平成 30 年 6 月 7 日には「インフラシステム輸出戦略（平成 29 年度改訂版）」に基づき、環境分野及びリサイクル分野の海外展開戦略を策定するとともに、同日には「インフラシステム輸出戦略（平成 30 年度改訂版）」も決定された。

「未来投資戦略 2017（平成 29 年 6 月閣議決定）」においても引き続き循環産業の国際展開の推進が掲げられる等、環境インフラの海外展開は益々重要になっている。今後、こうした戦略等を基に、我が国の質の高いインフラの海

外展開を進め、途上国の環境改善促進に貢献していくこととしている。自治体の皆様におかれても、循環産業の海外展開に向け、ぜひ御協力をお願いしたい。

(6) 廃棄物・リサイクル分野における国際協力の取り組み

環境省では、国際的な3Rイニシアティブやインフラ輸出戦略を踏まえ、国際協力や我が国循環産業の海外展開支援を行っている。取組の中では、我が国の優れた廃棄物処理・リサイクル技術と制度のパッケージとしての提供を進めている。

インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、マレーシア、ミャンマー等のアジア諸国をはじめとして進めている二国間協力の例としては、例えば以下のものがある。

制度整備等の支援の例としては、タイとの間では産業廃棄物の輸送に関する実施基準の整備や産業廃棄物のリサイクルガイドラインの作成等の支援を行っており、平成29年度は、タイ工業省の産業廃棄物リサイクルガイドラインに対し新たに追加6品目の調査・助言を実施した。マレーシアとの間では廃棄物発電技術選定ガイドラインの策定支援を、インドネシアとの間では廃棄物発電導入を包括的にサポートする支援プログラムを、それぞれ実施している。さらにベトナムとの間では3R・廃棄物処理に係る法令作成支援等を、フィリピンとの間では廃棄物発電施設導入ガイドライン策定支援等をそれぞれ行っている。

施設整備の例としては、ダバオ（フィリピン）における廃棄物発電施設が挙げられる。環境省が実施する日比環境対話を契機として廃棄物発電導入に係る実現可能性調査やガイドライン作成支援等が進んだこと等を背景に、平成30年2月には、「ダバオ市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備計画」が無償資金協力案件として閣議決定された。これは、技術・制度・ファイナンスまでのパッケージでの支援が実を結んだ例である。この他、ヤンゴン（ミャンマー）においては、JCM 資金支援事業による廃棄物発電施設の設計・建設が進み、焼却炉が平成29年4月に竣工している。

そのほか、新たな取り組みとして、「環境インフラ海外展開基本戦略」において、途上国において「ジャパン環境ウィーク」を設定し、政務またはハイレベルも出席して我が国の環境技術等を紹介することが挙げられる。「ジャパン環境ウィーク」の初の取組として、「日本・ミャンマー環境ウィーク」を平成

30年1月15日～17日に開催した。開催期間中、伊藤副大臣とミャンマー天然資源・環境保全大臣との「日本・ミャンマー環境政策対話」、我が国の政策と技術を紹介する「ミャンマー廃棄物管理ワークショップ」、日本企業10社参加の下、環境インフラ技術を紹介する「環境インフラ技術セミナー」を実施した。環境インフラの普及に向けて、環境技術を、幅広くミャンマー国の政府・自治体・民間企業に紹介した。

さらに環境省では、廃棄物・リサイクル分野の国際協力として、国際協力機構（JICA）による開発途上国への専門家派遣、開発途上国からの研修員の受入れ、JICAの実施する調査等についても必要な協力を行っている。JICAの実施する専門家養成研修への積極的な参加についてもご協力をお願いする。

訪日研修としては、我が国循環産業海外展開事業化促進のための研修に、アジア諸国やケニア、ブラジル等世界各国より平成26年度から平成29年度にかけて合計延べ144名が参加した。アフリカ諸国に対しては、平成28年のアフリカ開発会議（TICAD）VIにおける廃棄物セミナーを経て、JICAや横浜市と連携し、駐日大使等への説明や我が国の廃棄物処理施設の視察会を行った。

また、我が国の循環産業とその技術を活かすためのシステム、並びに廃棄物処理・3R制度についての知見等をパッケージとして国際展開することにより、循環型社会構築を世界規模で推進し、日本経済の活性化にも貢献することを目的として、環境省では「我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業」を行っている。具体的には、国際展開計画事業についての実現可能性調査（Feasibility Study；FS）等への支援、海外情報の収集と国内事業者への提供、我が国循環産業及び技術に関する海外への情報発信等を行っている。

アジア・アフリカをはじめとした開発途上国においては、我が国の自治体が有する、廃棄物処理計画等の計画策定や住民の合意形成等に関する経験やノウハウが求められている。また、我が国循環産業の海外展開支援のためには、国家間の協力、事業者による努力だけでなく、自治体の取組との連携及び相手国との自治体間連携を図っていくことが有効である。今後とも各自治体のご協力をお願いしたい。

4. その他

(1) 大阪湾フェニックス計画について

大都市圏における廃棄物の最終処分場の確保は、極めて困難となっているため、都府県の区域を越えた広域的な最終処分場を港湾区域内の海面に整備する広域廃棄物埋立処理場計画（フェニックス計画）を国土交通省と共同で推進している。

近畿圏においては、廃棄物を取り巻く状況の変化に対応するとともに、最終処分場の確保が困難な状況にある自治体が増加していることから、2府4県にまたがる「大阪湾フェニックス計画」が推進されており、平成元年度から広域処理対象区域（現在 168 市町村を指定）内で排出される廃棄物の最終処分を行っている。近畿2府4県において発生する一般廃棄物の最終処分量の約6割（平成29年度）、産業廃棄物の最終処分量の約3割（平成28年度）を受け入れ、近畿圏における廃棄物の安定的な処分のため重要な機能を果たしている。

平成29年度末には、現在稼働している4つの処分場を合わせた計画容量の約80%が埋め立てられており、新たな埋立処分場の確保が課題となるなか、現在、フェニックス3期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業を実施するための手続きが進められており、平成30年度には環境影響評価の現地調査が行われることになっている。

今後も引き続き、廃棄物の圏域外への広域移動を抑制しつつ、廃棄物の発生抑制、減量化を図るなどにより可能な限り処分場の延命化に努める必要があるため、関係府県におかれては管下市町村等関係機関に対する積極的な指導及び本事業への協力をお願いする。

災害廃棄物の受入れについては、平成7年の阪神・淡路大震災による災害廃棄物を約280万トンを受け入れ、平成16年の台風23号による災害廃棄物については、兵庫県下4市町から約2,400トンを受け入れ、平成25年の淡路島地震による災害廃棄物については、約2万6,000トンを受け入れており、災害復興にも大きく貢献している。今後、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した場合の広域的な廃棄物処理体制について検討を進めていく中で、災害廃棄物の処分場等の確保という観点も踏まえ、海面処分場の役割に対する社会的要請を考慮する必要がある。

また、平成26年度には、地方公共団体が設置するごみ焼却施設から生じ

たばいじん処理物が、ダイオキシン類の含有量の基準値（3ng-TEQ/g）を超過し特別管理一般廃棄物に該当するにも関わらず、大阪湾フェニックスセンターの埋立処分場に継続的に搬入、埋立処分されていた事案があったことが明らかとなった。これは、廃棄物処理法等に違反する行為と考えられる。加えて、本事案を踏まえて強化された検査体制の下で搬入された廃棄物について、鉛、水銀、シアン化合物等の基準超過事案が起きている。については、関係府県におかれては、貴管下市町村等関係機関に対し、廃棄物処理法等関係法令の遵守について、改めて周知や指導をお願いする。

